

聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校後援会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校後援会(以下「本会」という)といい、事務所を聖隷クリストファー大学(以下「本学」という)内におく。以下「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校」を「専門学校」という。

(目的)

第2条 本会は、大学・専門学校創立の精神に基づき、会員相互の協力によって教育の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) 学生の教育活動の振興援助に関する事業

- ・ 新入生セミナーに係る費用の補助
- ・ 学生の海外研修等の引率に係る費用の補助
- ・ 看護学部実習交通費、リハビリテーション学部実習宿泊費、助産学専攻科学外学会参加交通費等の補助
- ・ 国家試験対策並びに就職支援のために課外に行う講座等に係る費用の補助
- ・ その他教育活動の振興援助に関すること

(2) 学生の福利厚生に関する事業・学生相談室の運営に係る費用

- ・ 健康診断に係る費用の補助
- ・ 学生会活動(クラブ・サークル活動、大学祭等)等学生の自主活動に係る費用の援助
- ・ 学生食堂運営費の補助
- ・ 防犯・交通安全の啓発に係る費用の援助
- ・ 卒業記念品の贈呈
- ・ 卒業パーティの開催
- ・ その他学生の福利厚生に関すること

(3) 本学から会員への情報提供に関する事業

- ・ 大学報の発行に係る費用の負担
- ・ 会員と本学との懇談会の開催
- ・ その他会員への情報提供に関すること

(4) 本学施設、設備の充実に関する事業

- ・ 防犯灯の設置
- ・ 学生の福利厚生関連施設、設備への援助
- ・ その他施設・設備の充実に関すること

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本学各学部学生・専門学校生の父母、またはそれに代わる者を会員とする。

2. 本学学生・専門学校生の父母等は、本会の目的を理解し本会に入会することを原則とする。
3. 本会の目的、主旨に賛同する者を賛助会員とすることができる。
4. 大学・専門学校の振興に協力する個人及び団体を特別会員とすることができる。

第2章 役員

(役員)

第5条

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長4名、理事14名以内、幹事2名、会計監査2名
- (2) 理事は各学部4名以内、専門学校2名以内とし、1学年1名を基本とする。

(選出)

第6条

前条の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、会員の中から役員会が選出し、総会において承認する。
- (2) 会長は理事の中から会計監査は会員の中から、役員会が推薦し総会において承認する。
- (3) 副会長の1名は学生部長をもって充て、3名は会長選出学部・専門学校以外の理事の中から役員会が推薦し、総会において承認する。
- (4) 幹事の2名は、大学総務部長及び学生サービスセンター長をもって充てる。

(任期)

第7条

役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

(任務)

第8条

役員は役員会を構成し、それぞれ以下の任務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、次の事項を行なう。
 - (イ) 総会に提出する議案の作成
 - (ロ) 緊急事項の執行と常務の処理
 - (ハ) その他、総会から委任された事項の執行
- (4) 幹事は、本会の事業を円滑に行なうために役員会に出席して必要な情報を提供する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条

本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第10条

総会は、毎年1回春季に会長が招集して次の事項を行う。

- (1) 役員選出の承認
 - (2) 事業計画の決議
 - (3) 予算案及び決算案の承認
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他会長が必要と認める事項
2. 臨時総会は、会長が必要に応じて招集する。

(議決)
第 11 条 議決は、総て出席人員の過半数の賛成を要する。

第 4 章 会計

(収入)
第 12 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、及びその他の収入金をもってこれに充てる。

(入会金・会費)
第 13 条 本会への入会金の額は、修業年限に応じ別表のとおりとし、1 年次入学並びに編入学の際に納付する。
2. 本会の会費は、在学中の各年度年額 20,000 円とする。
3. 本会の特別会員の会費は、各年度半期額 38,000 円とする。
4. 既に納めた入会金及び会費は、返還しない。但し、特別会員の会費についてはこの限りではない。
5. 前項の規定に関わらず、年度の全ての日を休学する場合は、会費の全額を免除する。前期または後期の全ての日を休学する場合は、会費の半額を免除する。
6. 入会金及び会費の額及び納付期限は、役員会において決定する。

(会計年度)
第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附則 この規約は、1992 年 4 月 1 日から施行する。
附則 1993 年 4 月 1 日一部改定附則 1998 年 4 月 1 日一部改定 (入会金、理事数)
附則 2002 年 4 月 1 日大学・短期大学後援会統合により一部改定 (名称及び事務所、事業、会員、役員、選出、任務、総会、入会金・会費)
2. 本規約の改定に伴い「聖隷学園浜松衛生短期大学後援会規約」は廃止する。
3. 看護短期大学部にあつては、第 13 条に定める入会金・会費は 2002 年度入学生から適用する。
附則 2004 年 4 月 1 日一部改定 (事業、会員、別表)
附則 2005 年 4 月 1 日一部改定 (事業、別表)
附則 2006 年 4 月 1 日一部改定 (事業、入会金・会費、別表)
附則 2007 年 4 月 1 日一部改定 (目的、事業、入会金・会費、別表)
附則 2016 年 4 月 1 日一部改定 (専門学校開設に伴う改定、会員、入会金・会費、別表)
附則 2017 年 4 月 1 日一部改定 (役員、選出)
附則 2020 年 4 月 1 日一部改定 (会計、入会金・会費)

別表 (第13条に定める入会金の額)

看護学部・社会福祉学部 リハビリテーション学部		助産学専攻科	専門学校
1年次入学生	3年次編入学生		
10,000円	5,000円	2,500円	5,000円